【審議(その他)】
平成３０年５月２３日
地域連携企画室会議　承認

日本トランスオーシャン航空株式会社と国立大学法人琉球大学~~観光産業科学部~~との包括連携に関する協定書

日本トランスオーシャン航空株式会社（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学~~観光産業科学部~~（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と~~教養豊かな国際的~~人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙が協議の上、別途定める。

（１）　教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること
（２）　甲の社員と、乙の学生及び教職員の相互交流に関すること
（３）　乙の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
（４）　甲の業務に乙の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
（５）　地域社会の発展・活性化に関すること
（６）　その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（機密保持）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１~~０~~年３月３１日までとする。ただし有効期間の満了の日の３０日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して１年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第６条　甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第７条　本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０~~２９~~年　　月　　日

甲　沖縄県那覇市山下町３番２４号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長

乙　沖縄県中頭郡西原町字千原１番地
国立大学法人琉球大学~~観光産業科学部~~
学~~部~~長

国立大学法人琉球大学における包括的連携・協力協定締結に関する基本方針

（平成２２年５月１９日
役　員　会　決　定）

琉球大学（以下「本学」という。）の基本理念の一つである「地域・国際社会への貢献」に基づき，本学の教育研究の進展に資するとともに，地域の活性化や課題解決のため，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と地域がより密接に連携・協力を図り，様々な事業を実施し，地域社会の発展に寄与することを目的とする。

１．協定締結の考え方

（１）包括的連携・協力とは，本法人の社会貢献として，地域の産業振興や大学の知の普及による地域の活性化等，本法人が地域貢献活動を推進する上で必要な連携・協力をいい，他の研究機関との学術交流協定及び海外の大学等との国際交流協定は，含まないものとする。

（２）協定締結の対象は，次のいずれかに該当する場合とする。

①本法人が所在する県及び市町村並びに近隣の地域との連携・協力であること。

②本法人の運営推進組織，教育研究等組織及び事務組織のうち複数部局と関連した連携・協力であり，全学的な取り組みを必要とすること。

③これまでの連携・協力の実績に基づき，連携・協力協定が本法人の教育研究又は社会貢献に大きく寄与するものであること。

（３）上記事項に該当する場合で，連携・協力の相手方において，連携・協力に係る経費等が措置され，相当の期間にわたって継続的な連携・協力事業の実施が見込まれること。

２．協定締結の手続き

（１）協定締結は，次の手続きにより行う。

①担当理事において，連携・協力内容等について確認を行う。必要に応じ，関連する担当理事と協議を行う。

②担当理事は，連携・協力協定案を役員会へ提案し，審議のうえ教育研究評議会へ報告する。

③連携・協力協定締結は学長が調印し，学内外へ公表する。

（２）連携・協力協定に係る事務は，総合企画戦略部地域連携推進課が所掌する。

３．連携・協力の実施

連携・協力の実施に当たっては，連携内容及び方法等について本法人の地域連携推進会議において検討する。

附　則

この基本方針は，平成２２年５月１９日から実施する。

附　則（平成３０年３月３０日）

この基本方針は，平成３０年４月１日から実施する。